

	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【避難解除等区域復興再生計画（平成26年6月内閣総理大臣決定）】</p> <p>第1部 全般的事項</p> <p>II 計画の取組方針・目標</p> <p>2. 帰還する避難者及び長期避難者の生活再建の支援</p> <p>○ 帰還する避難者が、生活の再建を円滑に進められるよう、安定的な居住環境の確保や事業の再開支援を含む就労を確保するための取組を実施する。</p> <p>3. 地域の経済の再生</p> <p>○ 農林水産業や商工業をはじめとするこの地域を支えてきた産業を再生させ、帰還した住民の働く場を確保する。特に地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲を持てるよう、新たな産業、研究・教育機能の集積を図ることで、雇用機会を拡大させ、避難解除等区域等及びその隣接する地域並びに周辺都市圏の経済基盤を再生させる。</p> <p>IV 目指すべき復興の姿</p> <p>2. 避難指示区域の区域区分に応じた復興の在り方。避難指示区域の区域区分に応じた復興のあり方</p> <p>(1) 避難解除区域</p> <p>○ 避難解除区域は、今後の避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の長期にわたる復旧・復興の前線拠点となっていく地域であり、他の地域に先立って、産業の復興再生、インフラの復旧、生活環境の再生等の取組を行うことを通じ、避難住民の先行的な帰還を進めていく。</p> <p>(2) 避難指示解除準備区域</p> <p>○ 避難指示解除準備区域においては、住民の早期の帰還を見据え、除染、インフラ復旧に加え雇用の場の確保と事業再開の支援、医療・福祉機能の提供体制の確保、帰還の目的が立った町村の教育施設の整備などの支援策を集中的に投入し、早期の避難指示の解除を目指す。</p> <p>○ また、帰還に伴う放射線の健康影響等に関する不安に応えるため、日常生活や行動等によって異なる個々の住民の方々の個人線量を丁寧に把握する。その上で、個々人の被ばく低減・健康不安対策を、国が、将来にわたり責任をもって、きめ細かく講じていく。</p> <p>○ さらに、避難指示解除後に当該地域が地域復興のモデルとなり新たな前線拠点となっていくことを見据えた生活環境の整備と、まちづくりの実施を図る。(避難指示解除までの主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスト原発として雇用力のある企業の誘致を図る。 ・ 製造業等の事業再開・継続の支援とそれによる雇用の場の確保。 ・ 区域内で事業活動が認められている、製造業など居住者を対象としない事業を行う事業者や、市町村長が復旧・復興に不可欠だと認める小規模小売店、食堂などの事業を行う事業者について、事業再開・継続を支援。 ・ 帰還意思のある避難者が帰還するまで、県内外の避難先での農林水産業の再開、他地域に移転しての営農再開などの取組を支援。 <p>(3) 居住制限区域</p> <p>○ 当該区域への将来的な住民の帰還及びコミュニティの再建を目指す。</p> <p>【原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成25年12月閣議決定）】</p> <p>(1) 早期帰還支援と新生活支援の両面で福島を支える</p> <p>事故発生から2年9か月が過ぎ、いつかは故郷に戻り故郷を再生させたいという思いと、生活を安定させるためには新しい生活拠点を定めざるを得ないという現実が混在している。この複雑な思いに応えていくためには、国は、復興の基本である帰還支援を大きく拡充・強化するだけでなく、故郷を離れて新しい生活を開始する住民の方々のための支援策も用意していかなければならない。このため、国は、住民の方々や地元自治体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、帰還支援と新生活支援の2つからなる支援策を提示する。これを踏まえ、国は、実情に即した福島再生を地元とともに具体化していく。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>避難指示の解除を経た、帰還者数や帰還事業者の増加。</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>福島県知事が認めてから最大5年</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標に同じ</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>約4,500社の利用を見込んでいる。</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>福島再開投資等準備金によって避難指示の対象となった区域内（避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域）に、平成23年3月11日時点で所在していた事業者が帰還し、福島再生を加速する原動力となる。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進計画に係る特例（福島復興再生特別措置法第23条から第25条まで） ・避難解除区域等における既存事業者への特例（福島復興再生特別措置法第26条から第28条まで）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>福島再生加速化交付金（1,088億円）</p> <p>復興の動きを加速するために、町内復興拠点、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括し、地方公共団体の事業を支援する交付金。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>「福島再生加速化交付金」は、復興の動きを加速するための環境の整備を行う。一方、「福島再開投資等準備金」は帰還しても即座に事業再開ができない個人や法人の事業者のために、将来の事業を再開することを支援し、産業の再生を図る。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>避難指示の対象となった区域内（避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域）に、平成23年3月11日時点で所在していた事業者を対象としており、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	—	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—	
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	なし	
ページ	18—3	